

資料編



資料1 各種計画等の一覧	112
資料2 用語の解説	114
資料3 新温泉町総合計画審議会条例	118
資料4 諒問書	120
資料5 答申書	121
資料6 新温泉町総合計画審議会委員名簿	122
資料7 新温泉町総合計画策定本部設置要綱	124
資料8 策定の経過	126

資料1 各種計画等の一覧

(1) 総合的な各種計画等

<p>◆まちづくり全般に関するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○新町まちづくり計画 ○新温泉町人口ビジョン ○新温泉町地方創生総合戦略 ○新温泉町過疎地域自立促進計画
-----------------------	---

(2) 分野別の各種計画等

まちづくりの基本方針(政策)	施 策	各種計画等
1 豊かな資源を 生かして産業を 育てるまち	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農林畜水産業の振興 (2) 商工業の振興 (3) 観光業の振興 (4) 地域産業の振興 (5) 起業・雇用対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業振興地域整備計画(浜坂・温泉) ○新温泉町森林整備計画 ○新温泉町肉用牛生産近代化計画 ○新温泉町創業支援事業計画
2 ふるさとを愛する 次世代を育て 見守るまち	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て支援の充実 (2) 教育の充実 (3) 青少年の健全育成 (4) 生涯学習の推進 (5) スポーツの振興 (6) 歴史・文化・芸術の振興 	<ul style="list-style-type: none"> ○新温泉町子ども・子育て支援事業計画 ○新温泉町教育振興基本計画 ○新温泉町いじめ防止基本方針 ○新温泉町子どもの読書活動推進計画 ○新温泉町スポーツ推進計画 ○新温泉町歴史文化遺産活用計画
3 みんなで支えあう 絆のあるまち	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくりの推進 (2) 医療環境の充実 (3) 地域福祉力の向上 (4) 高齢者福祉の充実 (5) 障がい者福祉の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康しんせん21 新温泉町健康増進計画 (後期)・新温泉町食育推進計画(後期) ○第2期特定健康診査等実施計画 ○新温泉町新型インフルエンザ等対策行動計画 ○新温泉町地域福祉計画 ○第6期新温泉町高齢者保健福祉計画及び 新温泉町介護保険事業計画 ○新温泉町障害者福祉計画・新温泉町障害 福祉計画(第4期)

まちづくりの基本方針(政策)	施 策	各種計画等
4 安全で住みやすい 環境の整ったまち	(1)消防・防災の推進 (2)道路網の整備 (3)交通・移動手段の充実 (4)交通安全・防犯対策の充実 (5)上下水道の整備 (6)市街地の整備	○新温泉町地域防災計画 (風水害等対策計画編・地震災害対策計画編) ○新温泉町水防計画 ○新温泉町道路橋長寿命化修繕計画 ○新温泉町水道事業中期経営計画 ○新温泉町水道ビジョン ○新温泉町下水道長寿命化計画
5 自然と調和して 心地よく 暮らせるまち	(1)自然環境の保全 (2)生活環境の充実 (3)循環型社会の形成 (4)高度情報化の推進 (5)安心な消費生活の推進 (6)温泉配湯の利活用	○一般廃棄物処理基本計画(改訂版) ○新温泉町エコ・コンパクトタウン構想 ○新温泉町地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (事務事業編) ○第2次新温泉町情報化計画 ○新温泉町浜坂温泉配湯事業中期経営計画 ○浜坂温泉郷 国民保養温泉地計画
6 住民と行政が夢を ふくらませるまち	(1)参画と協働の推進 (2)人権・平和の尊重 (3)行財政改革の推進 (4)広域連携・交流の強化 (5)情報発信の強化	○住民参画と協働の推進指針 ○第2次新温泉町人権施策推進計画 ○第2次新温泉町男女共同参画社会プラン ○新温泉町国民保護計画 ○第3次新温泉町行財政改革大綱 ○新温泉町財政計画 ○補助金の整理合理化方針 ○新温泉町人材育成基本方針 ○職員研修実施計画 ○第2次新温泉町定員適正化計画 ○特定事業主行動計画 (次世代育成・女性活躍推進) ○新温泉町情報セキュリティ対策指針

資料2 | 用語の解説

用語	解説
50音順	
●いきいき百歳体操 (P19)	高知市が介護予防事業として考案したもので、日常生活で使う筋肉を重りを用いて鍛える筋力運動の体操。誰もが気軽に参加できるよう地域の集会施設等で実施し、健康づくりだけでなく、地域づくりや仲間づくりにつなげる。
●エコ・コンパクトタウン構想 (P22)	自然環境や地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用に関する指針。
●温室効果ガス (P25、P93)	二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地球の気温を上昇(地球温暖化)させる性質の大気中のガス。
●かかりつけ医 (P69)	体調の管理や病気の治療・予防など、自分や家族の健康に関して、日常的に相談でき、緊急の場合にも対処してくれる身近な医師。
●観光プロモーション (P49)	観光についての促進活動や売り込み。
●グリーンツーリズム (P107)	農山漁村地域において、自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
●経済センサス (P10)	統計法で定める基幹統計の1つで、国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするための調査。
●高次医療機関 (P69)	高度な医療技術を必要とする疾患・患者に対応することができる病院。
●公衆無線LAN (P49、P95)	無線通信を利用し、特定の区域にいる不特定の人に、インターネットへの接続を提供するサービス。
●国民保養温泉地 (P99)	温泉の公共的利用増進のため、温泉利用の効果が十分期待され、かつ、健全な保養地として活用される温泉地を「温泉法」に基づき、環境大臣が指定するもの。
●コミュニティ (P23、P26、P38、P100、P101)	地域社会、共同体、共同生活体のこと。共通の目的や問題意識を持ち、相互の情報交換や情報共有を通して、共同で目的の実現を推進する人の集まり。
●コミュニティチャンネル (P109)	ケーブルテレビ局が地域情報を発信しているチャンネル。
●再生可能エネルギー (P22、P37、P92、P93)	石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など、自然界に常に存在するエネルギー。
●自助・共助・公助 (P24)	「自助」は自分で自分を助けること。「共助」は家族、企業や地域コミュニティで共に助けあうこと。「公助」は行政による救助・支援のこと。
●実質公債費比率 (P105)	町の実質的な借金の返済額が、町が自由に使える財源の標準的な規模に占める割合。18%以上の団体は、新たな借金をするために国や県の許可が必要。25%以上だと借金を制限される。
●循環型社会 (P25、P37、P92)	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わり、製品や廃棄物の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。
●しゅんせつ(浚渫) (P45)	海底・河床などの水深を深くするため、土砂を取り除くこと。海域では船舶の航路が確保されるようになる。
●将来負担比率 (P105)	町が将来的に負担すべき実質的な負債額が、町が自由に使える財源の標準的な規模に占める割合。

用語	解説
●情報セキュリティ (P25、P37、P94、P95)	コンピュータで使われている情報(データ)やコンピュータ間で通信される情報を守ること。
●食育 (P57、P67)	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
●水源かん養 (P44)	森林に降った雨水を貯め、水を浄化し、河川へ流れ込む水の量を安定させることで、洪水や渇水を防止する森林の機能。
●生活習慣病 (P19、P24、P35、P66、P67)	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群の総称。高血圧、糖尿病、脂質異常症など、以前は成人病と呼ばれていた疾患群。
●セーフティネット (P35、P72、P73)	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み。
●ソーシャルメディア (P109)	フェイスブックやツイッター、ブログなど、インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称。
●男女共同参画社会 (P20、P38、P102、P103)	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画することにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。
●地域包括ケアシステム (P35、P72、P73)	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域の保健・医療・福祉に関する各機関や住民などが連携し、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援などを一体的に提供する仕組み。
●地域包括支援センター (P19、P73)	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護だけでなく保健・医療・福祉などの様々な分野から総合的に高齢者やその家族を支えるため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネージャーなどの専門スタッフが総合相談や権利擁護、介護予防などの支援を行う機関。
●地産外商 (P51)	地域で生産された農林畜水産物などをその地域で消費する地産地消に対し、地域を飛び越え、首都圏や近畿圏等の大消費地で消費されること。
●地産地消 (P45、P51)	「地域生産、地域消費」の略。地域で生産された農林畜水産物などをその地域で消費すること。
●中山間地域 (P44)	平野の外縁部から山間地のことを指し、平坦な耕地が少なく、人口の密集も少ない山間部の農村地域。日本の農林統計における地域区分の1つ。
●定住自立圏 (P18、P107)	地方圏において、三大都市圏と並ぶ人口定住の受け皿として形成される圏域。定住自立圏の形成にあたっては、医療や買い物など住民生活に必要な機能について一定の集積があり、周辺の市町村の住民もその機能を活用しているような都市が「中心城市」となり、圏域全体において中心的な役割を担うことを想定。
●トライやる・ウィーク (P56)	兵庫県が、平成7年の阪神・淡路大震災などを機に、職場体験などを通じて社会の一員としての自覚を高め、自分なりの生き方を見つけられるよう支援するという趣旨から、県内の中学2年生を対象として、平成10年度から実施している職場体験。

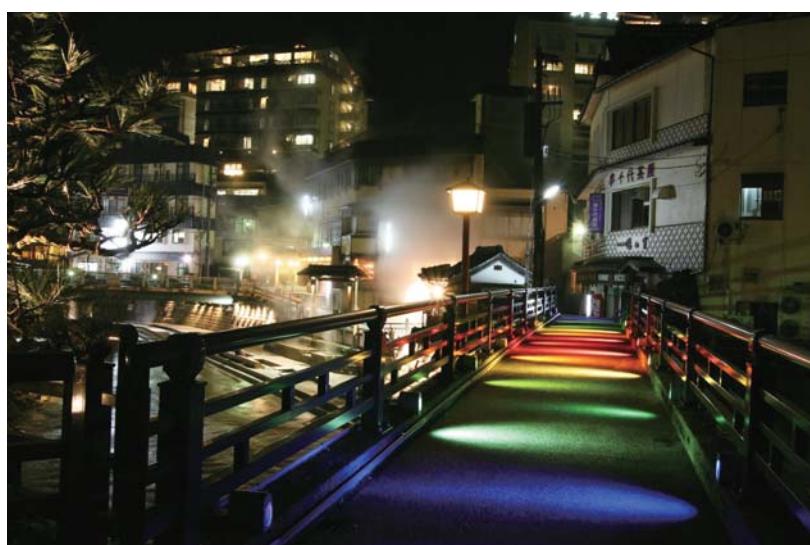
用語	解説
●認定こども園 (P19)	幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援を行う機能を備える施設として都道府県知事の認定を受けた施設。
●認定農業者 (P44、P45)	農業の経営改善に取り組もうとする農業者で、自らが作成した農業経営改善計画が市町村に認定された農業者。認定を受けると、金融措置や税制措置の支援が受けられる。
●バリアフリー (P90、P91)	子ども、高齢者、障がいのある人などが社会生活をしていくうえでの障壁を取り除くこと。段差などの物理的な障壁に限らず、社会的、制度的、心理的な障壁などの除去を含む。
●人・農地プラン (P21)	それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる地域農業の計画。
●プレミアム商品券 (P21)	自治体や商工会等が発行する、額面よりお得な価格で購入できる商品券。
●プロードバンド (P22)	高速な通信回線の普及によって実現されたコンピュータネットワークと、そのうえで提供される大容量のデータを活用した新たなサービス。
●マスメディア (P109)	新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の媒体。
●森のステーション美方 (P45)	森林整備と地域活性化を目指し、兵庫県香美町と新温泉町で進めている伐採木材等を活用するプロジェクト。
●有収率(水道有収率) (P85)	配水する水量と料金として収入のあった水量との比率。
●ユニバーサルデザイン (P91)	年齢、性別、国籍や個人の能力などにかかわらず、誰もが利用することができるよう に、製品、施設、生活環境、都市をデザインすること。
●ライフライン (P36、P84)	日常生活に不可欠な電気、ガス、上下水道などの諸設備。
●ローリング方式 (P3)	計画と現状との間に発生するズレを解消するため、変化する社会・経済情勢に対応し、定期的に計画や事業の見直しなどを行う方式。
●ロゴ (P109)	企業名や製品名、ブランド名などを示す文字を装飾的にデザインしたもの(ロゴタイプ)。それにマークを組み合わせたものがロゴマーク。
アルファベット順	
●CATV (P76、P95、P109)	電波ではなく、ケーブル(通信線)を利用してテレビジョン放送などを送信するシステム、またはサービス。同時に、テレビジョン放送だけでなく、インターネット接続などのサービスを行う。
●ICT (P57)	Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術一般の総称。「IT (Information Technology)」(情報技術)にコミュニケーションを加えた表現。
●NPO (P101)	Non Profit Organization の略。営利を目的とせず、住民が主体となって公益的な活動を行う民間団体の総称。
●UIJターン (P11、P16、P40)	Uターン：出身地から進学や就職などのために地域外へ出た後、出身地に戻ること。 Iターン：出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。 Jターン：出身地から進学や就職などのために地域外へ出た後、出身地の近隣地域に戻ること。



日本海(諸寄港)



上山高原(ショウウブ池)



湯村温泉(ライトアップ)

新温泉町総合計画審議会条例

平成17年10月1日条例第11号
改正 平成18年3月28日条例第7号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、新温泉町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、新温泉町総合計画の策定に関する事項について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
- (1) 町議会の議員
 - (2) 町教育委員会の委員
 - (3) 町農業委員会の委員
 - (4) 公共的団体の役員又は職員
 - (5) 識見を有する者
 - (6) 公募による者

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が完了したときに終了するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第7条 審議会は、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

諒問書

諒問 第 2 号
平成28年5月31日

新温泉町総合計画審議会 会長 様

新温泉町長 岡本 英樹

第2次新温泉町総合計画について（諒問）

本町では、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第1次新温泉町総合計画を平成19年3月に策定し、その取組を推進しています。

しかしながら、本格的な人口減少の到来、地域経済の停滞や自然災害に対する安全対策など、本町を取り巻く環境はあらゆる分野で大きく変化しており、地域課題に適切に対応するためのまちづくりが求められています。

そのため、平成29年度を初年度とする新たなまちづくりの総合的指針となる第2次新温泉町総合計画を策定するにあたり、広範な意見をもとに審議していただきたく、新温泉町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に諒問します。

平成28年11月10日

新温泉町長 岡本 英樹 様

新温泉町総合計画審議会
会長 熊本 鎮雄

第2次新温泉町総合計画について（答申）

平成28年5月31日付け諮問第2号で諮問のあった第2次新温泉町総合計画については、本審議会において審議した結果、別添のとおり答申します。

なお、総合計画の実施にあたっては、審議会での意見や審議経過を十分に反映し、住民参画のもとで着実な実現に努められるようお願いします。

資料6 | 新温泉町総合計画審議会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	熊 本 鎮 雄	新温泉町自治連合会
副会長	仲 山 茂 生	新温泉町商工会
委 員	川 元 勝 利	新温泉町農業委員会
委 員	倉 内 晋	新温泉町社会福祉協議会
委 員	砂 連 尾 浩 子	新温泉町こども未来協議会
委 員	杉 岡 浩	たじま農業協同組合
委 員	田 中 幸 吉	新温泉町教育委員会
委 員	寺 谷 福 枝	公募
委 員	中 村 文 吾	新温泉町連合PTA協議会
委 員	藤 井 宏 子	新温泉町婦人会
委 員	松 元 襄 司	新温泉町観光振興協議会
委 員	宮 階 弘 志	浜坂漁業協同組合

(委員は五十音順)

【アドバイザー】

	日 置 弘一郎	公立鳥取環境大学教授
--	---------	------------

【新温泉町総合計画策定本部】

本 部 長	小 西 清 司	副町長
-------	---------	-----

【事務局(企画課)】

課 長	井 上 弘	
課長補佐	中 井 一 久	
係 長	谷 口 修 一	



新温泉町総合計画策定本部設置要綱

平成28年4月1日訓令第5号

(設置)

第1条 新温泉町総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し、全庁的な合意形成及び十分な連絡調整を図るため、新温泉町総合計画策定本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の基本構想、基本計画等の策定に関すること。
- (2) その他総合計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副町長をもって充て、副本部長は教育長及び総務課長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある職員をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(補助組織)

第6条 本部長は、本部の所掌事務を補助させるため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

牧場公園長 町参事 温泉総合支所長 企画課長 税務課長 町民課長 健康福祉課長
商工観光課長 農林水産課長 建設課長 上下水道課長 地域振興課長
会計管理者 公立浜坂病院事務長 こども教育課長 生涯教育課長 議会事務局長

《平成27年度》

日付	内 容
平成27年6月8日 ～平成27年8月10日	各種関係団体へのヒアリングを実施(11団体で実施)
平成27年7月6日 ～平成27年7月16日	高校生アンケート調査を実施
平成27年7月10日 ～平成27年7月27日	住民アンケート調査を実施

※新温泉町地方創生総合戦略の策定に関するヒアリング及びアンケート調査とあわせて実施。

《平成28年度》

日付	内 容
平成28年4月1日	総合計画策定本部設置要綱を制定
平成28年5月24日	第1回総合計画策定本部会議を開催 (策定方針、まちづくりの理念等を協議)
平成28年5月26日 ～平成28年6月30日	「新温泉町のまちづくり提案」を募集 (11人から65件の提案)
平成28年5月31日	第1回総合計画審議会を開催 (審議会に諮問、策定方針、まちづくりの理念等を審議)
平成28年6月13日	町議会(総務教育常任委員会)に策定状況を報告 (策定方針等を報告)
平成28年7月20日	第2回総合計画策定本部会議を開催 (基本構想案を協議)
平成28年7月29日	第2回総合計画審議会を開催 (基本構想案を審議)
平成28年8月23日	第3回総合計画策定本部会議を開催 (基本計画(前期)案を協議)
平成28年8月30日	第3回総合計画審議会を開催 (基本計画(前期)案を審議)
平成28年9月14日	第1回協働まちづくり委員会に策定状況を報告 (基本構想・基本計画(前期)案の審議経過等を報告)
平成28年10月3日	第4回総合計画策定本部会議を開催 (基本構想・基本計画(前期)案を協議)

日 付	内 容
平成28年10月5日	第4回総合計画審議会を開催 (基本構想・基本計画(前期)案を審議)
平成28年10月13日	町議会(総務教育常任委員会)に策定状況を報告 (基本構想・基本計画(前期)案の審議経過等を報告)
平成28年10月13日 ～平成28年10月27日	パブリックコメントを実施 (意見0件)
平成28年11月2日	第5回総合計画審議会を開催 (基本構想・基本計画(前期)案を審議、答申案を決定)
平成28年11月10日	総合計画審議会の答申 (基本構想・基本計画(前期)案を町長に答申)
平成28年11月22日	第5回総合計画策定本部会議を開催 (基本構想・基本計画(前期)案を協議、決定)
平成28年12月7日	第2次新温泉町総合計画(基本構想)を町議会に上程
平成28年12月20日	第2次新温泉町総合計画(基本構想)を町議会で可決
平成28年12月20日	第2次新温泉町総合計画(基本構想・基本計画(前期)) を策定